

情報経営イノベーション専門職大学における研究活動及び公的資金の使用に係る
公正性確保に関する規則

令和2年5月20日制定

情報経営イノベーション専門職大学規程第35号

(目的)

第1条 この規則は、情報経営イノベーション専門職大学（以下「本学」という。）に所属する教職員等の研究に携わる者（以下「教職員等」という。）の研究活動及び公的資金の使用に関し、研究者としての行動規範並びに不正行為の疑惑が指摘されたときの調査手続や方法等を定め、もって、教職員等の研究活動及び公的資金の使用に関する公正性を確保することを目的とする。

(研究者としての行動規範)

第2条 学術研究は、個々の研究者の自由な発想と知的好奇心・探究心に根ざした知的創造活動であり、人類共通の知的資産を築くものである。研究活動に関する不正行為は、科学そのものに対する背信行為であり、また研究者としての存在意義を自ら否定するものである。本学に所属する教職員等は、研究に関する使命感を基礎に、研究者として公正な研究を行わなければならない。

2 研究者を含む全ての教職員等が遵守すべき具体的な研究活動行動規範は、別に定める。

(公的資金の定義)

第3条 この規則で定める公的資金とは、文部科学省等の公的資金配分機関（以下「配分機関」という。）が研究機関に配分する競争的資金を中心とした公募型の研究資金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費その他すべての資金をいう。

(不正行為の定義)

第4条 この規則において、不正行為とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ねつ造：データ、研究結果等を偽造すること、又はこれら偽造したものを記録したり報告あるいは論文等に利用したりすること
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行うこと、又は変更・変造したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表すること
- (3) 盜用：他の研究者のアイデア、研究課程、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること
- (4) 二重投稿：同一内容とみなされる原著論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為
- (5) 不適切なオーサーシップ：研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含め、若しくは著者としての資格を有する者を除外するなどの行為
- (6) 公的資金の不正使用・不正受給：「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」を始めとする法令等に違反して、預け金、から出張、から謝金及び

採択された研究の目的以外への公的資金の使用等を行ったり、又は応募・受給資格がないにも拘わらず応募・交付申請を行い、不正に公的資金を使用・受給すること

2 故意でない誤りは、不正行為から除外するものとする。

(研究倫理教育責任者の設置)

第5条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、本学に研究倫理教育責任者を置き、広く研究活動に関わる教職員を対象に定期的に研究倫理教育を実施することとする。

2 研究倫理教育責任者は、学長が指名する。

(告発等の受付体制)

第6条 本学に、研究活動及び公的資金の不正行為に関する告発等の窓口を設置し、その名称、場所、連絡先、受付の方法等を定めて学内外に周知するとともに、告発者が告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談等自由に選択できるように受付窓口体制を整えるものとする。

2 告発等の受付窓口は、イノベーションマネジメント局とする。

(告発等の取扱)

第7条 告発は、原則として顕名によるもので、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ、不正行為とする科学的合理的理由が示されているものを受け付け、その旨を告発者に通知するものとする。

2 前項に関わらず、匿名による告発があった場合は告発の内容に応じて顕名の告発があった場合に準じて取り扱うことができる。

3 報道及び学会等の研究者のコミュニティ又は会計検査院等の外部機関から不正行為が指摘された場合は、前項に準じて取り扱うことができる。

4 告発までに至らない段階の相談については、その内容に応じ、告発に準じその内容を確認・精査し相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。ただし、告発の意思表示がされない場合でも、学長の判断で当該案件の調査を開始することができる。

5 不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、学長は被告発者に警告するものとする。

(告発者・被告発者の取扱)

第8条 調査関係者は、窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで漏出しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

2 調査の結果、不正行為が行われたことが判明した場合は、被告発者の氏名・所属、不正行為の内容、公表まで行った措置の内容、調査の方法・手順、必要に応じて調査委員会の氏名・所属を公表し、就業規則に規定する懲戒処分を行う。ただし、合理的な理由がある場合は、非公表とができる。また、私的流用等、不正行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や

民事訴訟の手続きを行うこともあり得るものとする。

- 3 調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者の氏名を公表し、就業規則に規定する懲戒処分を行う。また、悪質性が高い場合には、刑事告発を行うこともあり得るものとする。
- 4 告発者に対し、単に告発したことを理由に、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行わない。
- 5 被告発者に対して、相当な理由なしに、単に告発されたことのみをもって全面的な研究活動を禁止しない、また、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行わない。

(調査委員会の設置)

第9条 告発等があった場合、学長は速やかに調査委員会を設置して、告発受理から30日以内に告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行い、本調査の要否を配分機関に報告するものとする。また、本調査を行うに際しては、事前に調査方針、調査対象及び方法等について協議するものとする。

- 2 本調査を行うことが必要と判断したときは、30日以内に本調査を開始するとともに、その旨を告発者及び非告発者に通知して本調査への協力を求めるものとする。
- 3 本調査を行わないと判断したときは、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、資料等を保存し、配分機関及び告発者の求めに応じ開示するものとする。
- 4 調査委員会は、本調査を行わないとときは予備調査の結果を学長に報告した日をもって、本調査を行うときは調査及び認定を終了しその結果を学長に報告した日をもって解散するものとする。

(調査委員会の構成)

第10条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。ただし、調査委員の半数以上は外部有識者でなければならない。

- (1) 学部長
- (2) 教職員のうちから、学長が指名した者
- (3) 外部有識者で、学長が推薦した者

- 2 前項に定める委員は、本学及び告発者並びに被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 3 第1項に定める委員が当該告発等に関与或いは関与の疑義があると判明した場合は、速やかに委員の委嘱を解くものとする。
- 4 調査委員会委員の氏名及び所属は、告発者及び被告発者に示すものとする。

(委員長)

第11条 調査委員会に委員長を置き、学長がこれを指名する。

- 2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

(調査方法)

第12条 調査は、告発された研究活動に係る論文、実験・観察ノート及び生データ等の各種資料並びに公的資金の執行に係る各種証拠書類の精査、関係者のヒヤリング、再実験の要請等により行うものとする。この際、被告発者の弁明の聴取を行わなければならない。

2 調査委員会が被告発者に再実験等による再現性を示すことを求める場合又は被告発者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保障しなければならない。その際は、調査委員会の指導・監督の下に行うこととする。

(調査の対象)

第13条 調査の対象は、告発等に係る研究活動及び公的資金を対象とするが、調査委員会の判断により、調査に関連した被告発者の他の研究活動並びに公的資金も対象とすることができる。

(資金の使用停止)

第14条 調査委員会は、必要に応じて、告発等に係る研究活動及び公的資金の調査の対象となっている者に対し、当該資金の使用停止を命ずることができる。

(認定)

第15条 調査委員会は、原則として150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定した場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正使用の相当額等、また研究活動の不正行為においては、不正行為として認定した研究に係る論文等の各著者の当該論文及び当該研究における役割を認定する。

2 不正行為に関する証拠が提出され、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないとときは、不正行為と認定する。また、実験・観察ノートや生データ等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

3 不正行為が行われなかつたと認定した場合は、併せて告発が悪意に基づいたものであったか否かについても認定する。悪意に基づいたものとの認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不服申立て)

第16条 不正行為と認定された被告発者及び悪意に基づく告発と認定された告発者は、調査委員会が定めた期間内に、調査委員会に不服申立てをすることができる。

2 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。

3 調査委員会又は前項但し書きの規定により不服申立ての審査を行う者（以下「調査委員会等」という。）は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査するか否かを決定する。再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ち

に不服申立者に通知しなければならない。

(配分機関等への報告及び調査への協力等)

- 第17条 調査委員会等は、第15条の認定をしたとき又は前条第3項の決定をしたときは、直ちに学長に報告しなければならない。
- 2 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、直ちに学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、告発等の受付から210日以内に、調査委員会の調査及び認定結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。
- 4 学長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、配分機関に報告するものとする。
- 5 学長は、調査の終了前であっても、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び中間報告を提出するものとする。
- 6 学長は、調査及び認定結果を告発者並びに被告発者にも通知するものとする。
- 7 学長は、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、配分機関から当該事案にかかる資料等の提出又は閲覧、現地調査の求めがあったときは、これに応じるものとする。

(改廃)

- 第18条 この規則の改廃は、理事長を経て、理事会の議決を必要とする。

附 則

この規則は、令和2年5月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。